

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例

周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者で、法第25条の3の2第1項の規定によりその指定の効力を失っていないものが工事の設計及び施行をする必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(工事の施行) 第7条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者で、法第25条の3の2第1項の規定によりその指定の効力を失っていないもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 2・3 (略)	(工事の施行) 第7条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者で、法第25条の3の2第1項の規定によりその指定の効力を失っていないもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者で、法第25条の3の2第1項の規定によりその指定の効力を失っていないものが工事の設計及び施行をする必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 (略)